

越境入学防止・適正就学の推進について

浪速区では、平成30年4月新入学生から中学校に、平成31年4月新入学生から小学校に学校選択制を導入しています。この制度は、「通学する学校を選択できる」という、子どもや保護者の権利の拡大と、学校の選択を通じて、学校がさらに特色ある教育を打ち出し、学校の教育力の向上を図ることを目的としています。

一方で、居住実体のない住所に住民登録の届出をし、就学すべき学校以外の学校に入学・通学することは違法であり、子どもたちにルールを守らなくてもよいという誤った認識をもたらすことになり、子どもたちの将来にとって決して好ましい影響を与えるものではありません。

就学制度を公平・公正に実施するために、引き続き適正就学の推進に向けて取り組んでまいります。また、同和問題（部落差別）、障がい者、LGBT、国籍・民族などを理由とした偏見、事実と異なる風評など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選択することはあってはならないことであり、適切な学校選択が行われるよう、引き続き人権啓発を推進してまいります。

保護者のみなさまには、適正就学の取り組みにご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

浪速区役所
浪速区適正就学推進委員会
浪速区人権啓発推進協議会

なにわくの がっこうに
にゅうがくするひとへ



※HPのメニューからLanguageを
Clickするとがいこくこ で よめます。

人権に関する資料については、こちらをご覧ください。



※人権の擁護（英語版）
（The Protection of Human Rights）もよむことができます。
The English version is available.
出典：法務省人権擁護局

このページに関する問合せは
窓口サービス課（住民情報）まで
TEL 06-6647-9963

学校選択制 スケジュール

8月下旬～9月上旬

区役所より「浪速区 学校案内(本冊子)」 「学校選択制希望調査票」の送付
※中学校新1年生は市立小学校から児童を通じてお渡しします。

9月～10月 学校公開・学校説明会の実施

希望調査票提出期限
10月30日(金)まで

保護者より「学校選択制希望調査票」提出
※希望調査票が10月30日(金)までに区役所に届かなかった場合は、お住まいの通学区の学校が就学学校として指定されます。
※通学区の学校を希望する場合も、必ず「学校選択制希望調査票」を提出してください。
※国立・私立等への入学を予定されている場合も、必ず「学校選択制希望調査票」を提出してください。
※小中一貫校への入学を希望する場合には、「学校選択制希望調査票」に希望校としてご記入ください。

11月13日(金)

区役所より 希望調査結果通知 送付 浪速区役所ホームページで公表

11月13日(金)～19日(木)
午前9時～午後5時30分
※金曜日は午後7時まで受付
(区役所開庁時間内)

変更希望者のみ 保護者より 希望校変更の申請 提出
※受付は区役所窓口で行います。(浪速区役所2階25番窓口 窓口サービス課(住民情報))
※郵送や電話での受付はいたしません

12月1日(火)

区役所より 最終希望調査結果通知 送付 浪速区役所ホームページで公表
※通学区外の学校を選択された保護者に対し、希望調査の最終結果および抽選の実施の有無についてお知らせします。

通学区外の学校を希望した場合

通学区の学校を希望した場合

希望者数が受入可能人数
の範囲内の場合

希望者数が受入可能人数を
超える場合

抽選なし

12月8日(火) 公開抽選
(小中一貫校は12月3日(木)公開抽選)

抽選なし

当選

落選
(補欠登録)※

希望校が就学する指定校

通学区の学校が就学する指定校

12月下旬

区役所より「就学通知書」送付 (国立・私立等の学校へ入学する方は区役所で手続きをしてください。)

※補欠登録された方へは、希望校の受入が可能になった時点で随時通知します。
(補欠繰上げ期限：小学校 令和9年2月5日(金) 中学校 令和9年2月12日(金))